

北米保長
○ 企画官
首席事務官
○ 総務班長
安部さ

○ 7top副

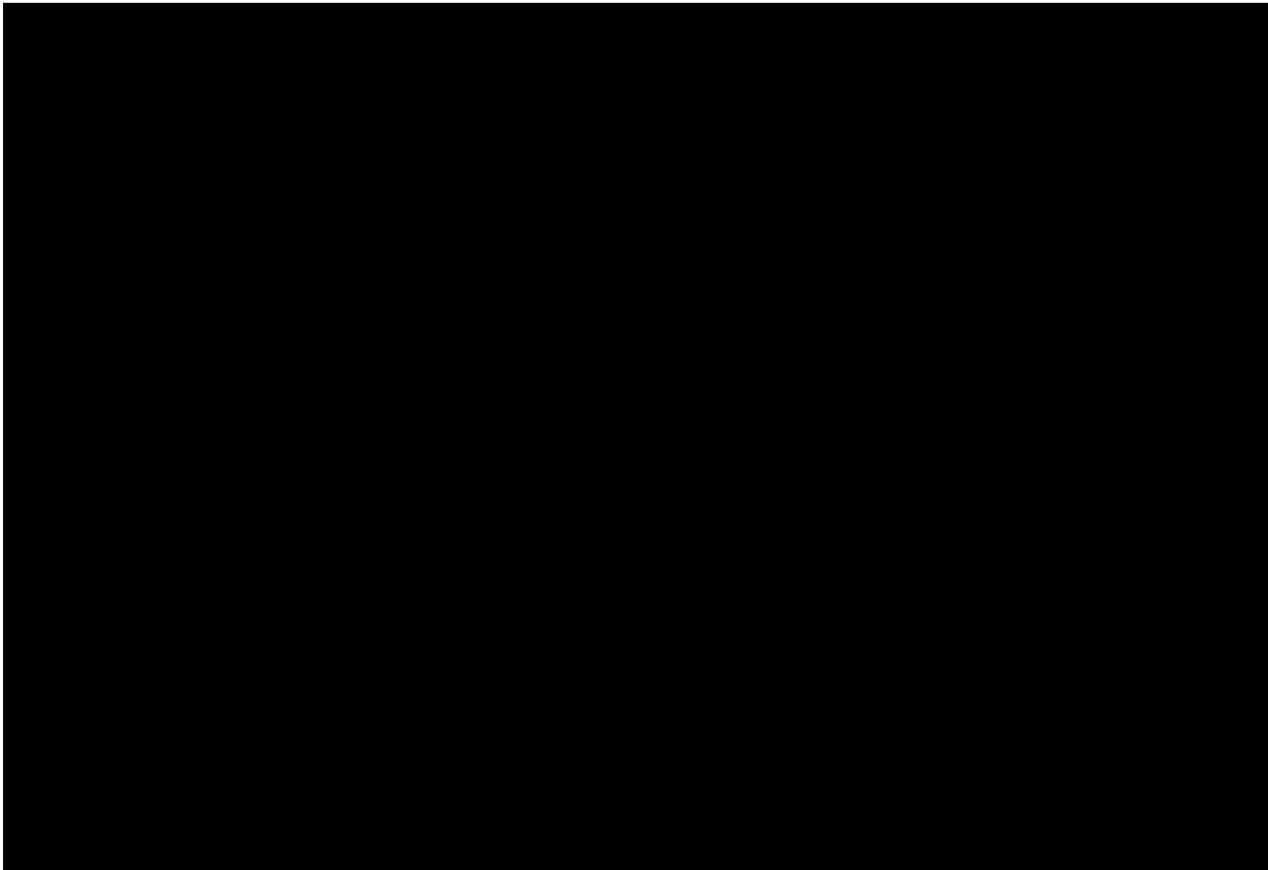
アト 大沼

メモ決裁

2008年7月11日

北米保（大沼）

「特別管理秘密の管理に関する内規（案）」に対し、当課としては、GSOMIAに従って保護される秘密軍事情報（CMI）との関係から、今回は以下のとおりコメントすることといたしたい。今後の議論の進捗を踏まえ、必要に応じて、追加的コメントを行うことといたしたい。



【参考】

第十二条 送付される間の秘密保持の義務

送付される間の秘密軍事情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

(a) 秘密指定された文書及び媒体

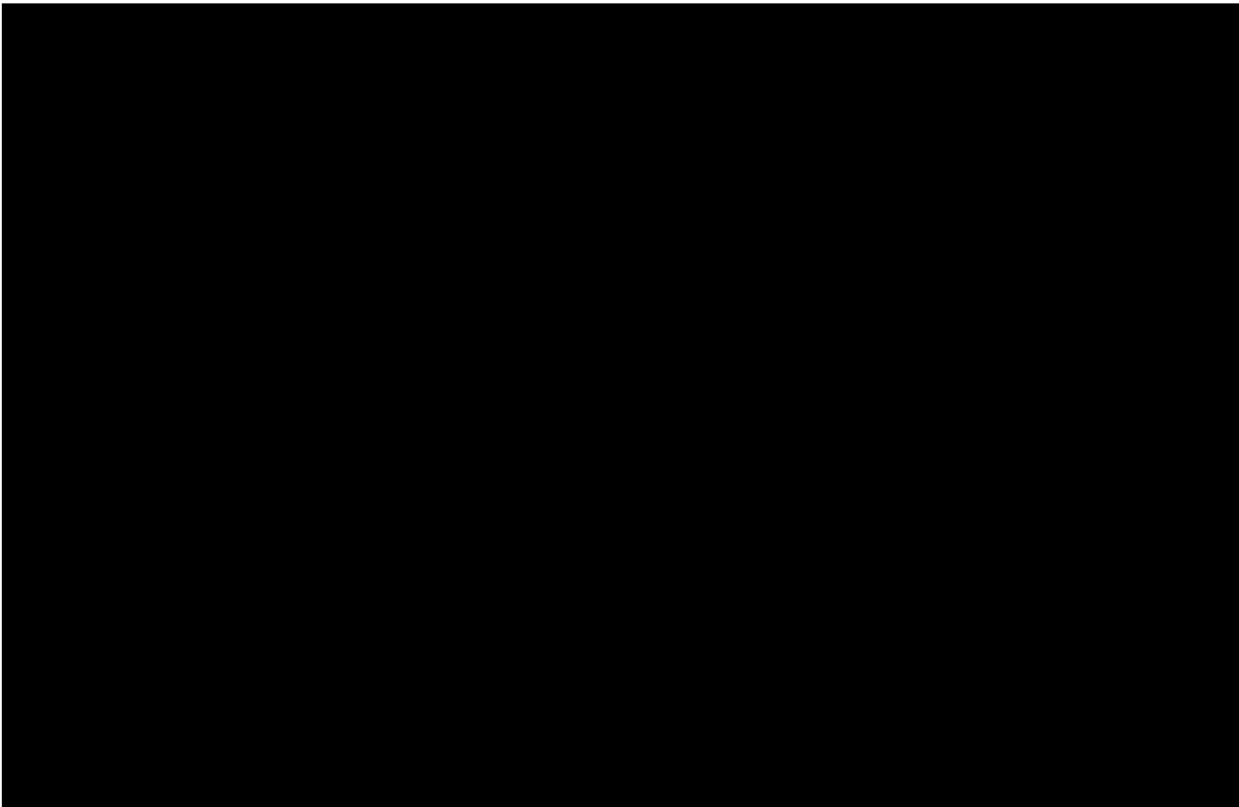
- (i) 秘密軍事情報を含む文書及び媒体は、二重の封印された封筒であって、内側の封筒に当該文書又は当該媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒に当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載したものにより送付される。
- (ii) 同封される文書又は媒体の秘密指定は、外側の封筒には表示してはならない。封印された封筒は、秘密軍事情報を提供する締約国政府の定められた規則及び手続に従って送付される。
- (iii) (省略)

(了)

メモ決裁

2008年7月11日
北米保（大沼）

「特別管理秘密の管理に関する内規（案）」に対し、当課としては、GSOMIAに従って保護される秘密軍事情報（CMI）との関係から、今回は以下のとおりコメントすることといたしたい。今後の議論の進捗を踏まえ、必要に応じて、追加的コメントを行うことといたしたい。



【参考】

第十二条 送付される間の秘密保持の義務

送付される間の秘密軍事情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする

(a) 秘密指定された文書及び媒体

(i) 秘密軍事情報を含む文書及び媒体は、二重の封印された封筒であって、内側の

封筒に当該文書又は当該媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒に当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載したものにより送付される。

(ii) 同封される文書又は媒体の秘密指定は、外側の封筒には表示してはならない。封印された封筒は、秘密軍事情報を提供する締約国政府の定められた規則及び手続に従って送付される。

(iii) (省略)

(了)